

(健Ⅱ317F)
令和2年3月11日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

帰国者・接触者相談センターの運営について

「地域における帰国者・接触者相談センターに対する支援体制の構築について」は、令和2年3月11日付け日医発第1204号（健Ⅱ316F）をもってご連絡申し上げたところです。

上記に関連し、今般、同センター業務の外部委託について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

同事務連絡においては、外部委託にあたり、地域医師会、医療機関等の関係者等と調整の上、地域の実情に応じた方法を柔軟に検討するよう依頼がなされております。

また、同センターの業務を外部委託する場合についても、「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」の申請額の範囲内で実施可能とする旨、同省より各都道府県等衛生主管部（局）あて事務連絡が発出されておりますので併せてご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

帰国者・接触者相談センターの運営について

「帰国者・接触者相談センター」については、各保健所等への設置を依頼したところであり、現在、帰国者・接触者外来への受診の調整などを行っていただいております。

今般、感染が拡大している状況を踏まえ、帰国者・接触者相談センターの業務が増加していることに鑑み、下記のとおり帰国者・接触者相談センターの業務委託について御連絡します。

各都道府県におかれては、保健所を設置する市及び特別区並びに地域の医師会や医療機関をはじめとする関係者へ周知した上で、適宜御検討いただきますようお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、日本医師会にも協議済みであることを申し添えます。

記

帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について、地域の医師会や医療機関など本業務を実施するにあたって十分な知見や業務への理解を有する者へ外部委託することも可能とする。

外部委託の方法としては、以下のようなものが考えられるが、関係者等と調整の上、地域の実情に応じた方法を柔軟に御検討いただきたい。

- ・ 帰国者・接触者相談センターのすべての業務を委託するのではなく、特定の曜日や時間帯の相談への対応や、医療機関からの相談や特に医学的知見が必要な相談への対応のように一部の業務のみを委託することも可能である。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの相談業務は電話での対応となるため、場所は必ずしも今まで業務を行っていた保健所等で実施する必要はなく、住民への連絡先の周知を適切に行えば別の場所で実施することも可能である。
- ・ 帰国者・接触者外来を設置している医療機関に帰国者・接触者相談センターの業務を委託することとしても差し支えない。

なお、外部委託する場合には、これまでに厚生労働省から周知している帰国者・接触者相談センターの業務について十分に御了知いただいた上で、取り組んでいただくようお願いする。そのため、これまで各保健所等で行ってきた業務内容を踏まえて委託先に丁寧に説明していただくなど、既存の帰国者・接触者相談センターと適宜、連携して取り組んでいただきたい。

加えて、外部委託した場合においても、「「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼について」（令和2年2月1日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づく、帰国者・接触者相談センターの設置状況や相談件数等の報告について、引き続き御対応をいただきたい。

また、連絡先が変更されるなど、外部委託した際に、帰国者・接触者相談センターの対応が変更される場合は住民及び関係者に周知を徹底するようお願いする。

以上

事 務 連 絡
令和2年3月11日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業の実施について

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業については、「「感染症対策特別促進事業について」の一部改正について」（令和2年2月14日健発0214第31号厚生労働省健康局長通知）の別添1「感染症予防体制整備事業実施要綱」により実施していただいているところです。

今般、「「帰国者・接触者相談センター」の運営について」（令和2年3月11日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、帰国者・接触者相談センターの業務を外部委託することも可能としたところですが、外部委託する場合も、同実施要綱に基づき、貴部（局）が責任をもって適切に事業を実施していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業については、現在、「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知の別添）に基づき交付手続きを行っておりますが、当課に協議の上で、申請額の範囲内で外部委託により事業を実施することは差し支えありません。